〔改正〕	〔現行〕
第1章~第2章 (略)	第1章~第2章 (略)
第 3 章 X i 契約	第 3 章 X i 契約
第1節 (略)	第1節 (略)
第 2 節 一般契約	第2節 一般契約
第7条~第9条 (略)	第7条~第9条 (略)
(契約者識別番号) 第10条 Xiの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。 2 一般契約者は、一般契約締結の際に、携帯電話・PHS番号ポータビリティ(電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。 ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者(当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に限ります。 3~4 (略) (注1)~(注2) (略)	(契約者識別番号) 第10条 Xiの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。 2 一般契約者は、一般契約締結の際に、携帯電話番号ポータビリティ(電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。 ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者(当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に限ります。 3~4 (略) (注1)~(注2) (略)
第11条~第14条 (略)	第11条~第14条 (略)
(一般契約者が行う一般契約の解除) 第15条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、 そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に書面により通知していただきます。 2 前項の場合において、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。 3 (略) (注1)~(注2) (略)	(一般契約者が行う一般契約の解除) 第15条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、 そのことをあらかじめ所属X;サービス取扱所に書面により通知していただきます。 2 前項の場合において、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。 3 (略) (注1)~(注2) (略)
第16条 (略)	第16条 (略)
第3節 (略)	第3節(略)
第 <b>4</b> 章 X i ユビキタス契約	第 <b>4</b> 章 X i ユビキタス契約
第1節 (略)	第1節 (略)
第 2 節 X i ユビキタス一般契約	第2節 Xiユビキタス一般契約
第21条の3 (略)	第21条の 3 (略)

(Xiユビキタス一般契約申込の方法)

第21条の4 X i ユビキタス一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う X i サービス取扱所に提出していただきます。

2 (略)

- 3 X i ユビキタス一般契約の申込みをするときは、次のいずれかに該当する1のFOMA(FOMAサービス契約約款に規定するものをいい、第2種契約に係るものに限ります。)又はXi(以下、「指定共有Xi等」といいます。)を指定し、当社に申し出ていただきます。
- (1) その申込みに係る X i ユビキタス (その契約者名義が法人であるときを除きます。)と同一の割引回線群 (料金表第1表第1 (基本使用料)の1 (適用)の(13)に規定するものをいいます。以下この条に同じとします。)及び共有回線群 (料金表第1表第3 (通信料)の1 (適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この条に同じとします。)を構成することとなる X i 又は F O M A であって、その共有回線群の共有代表回線であること。

(2) (略)

第21条の5~第21条の9 (略)

第3節 (略)

第4章の2~第12章 (略)

第13章 雑則

第65条~第65条の3 (略)

(データ量到達通知)

- 第66条 当社は、Xi契約者から請求があったときは、Xiの契約者回線との間の通信(当社が別に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)に関する課金対象データ量の概算量(当社が別に定める方法により算定した量とし、料金月単位で累計するものとします。以下この条において同じとします。)が当社が別に定める量を超えたときに、その契約者へその旨を通知(以下「データ量到達通知」といいます。)します。
- 2 前項の規定によるほか、当社は、共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。)に係るXi契約者から請求があったときは、そのXiに係る共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の契約者回線との間の通信に関する課金対象データ量の合計の概算量が当社が別に定める量を超えたときに、そのXi契約者へデータ量到達通知を行います。
- 3 データ量到達通知は、当社が定める方法により行います。

第67条~第74条 (略)

(利用者登録)

第74条の2 Xi契約者は、当社が定める方法により、その契約に係るXiサービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2~9 (略)

10 第4項の規定によるほか、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8) の3に定める共有回線群を構成するXiに係る契約者は、料金表第1表第3 (Xiユビキタス一般契約申込の方法)

第21条の4 X i ユビキタス一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うX i サービス取扱所に提出していただきます。

2 (略)

- 3 X i ユビキタス一般契約の申込みをするときは、次のいずれかに該当する1のFOMA(FOMAサービス契約約款に規定するものをいい、第2種契約に係るものに限ります。)又はX i (以下、「指定共有X i 等」といいます。)を指定し、当社に申し出ていただきます。
- (1) その申込みに係る X i ユビキタス (その契約者名義が法人であるときを除きます。)と同一の割引回線群 (料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(13)に規定するものをいいます。以下この条に同じとします。)及び共有回線群 (料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この条に同じとします。)を構成することとなる X i 又はFOMAであって、その共有回線群の共有代表回線であること。

(2) (略)

第21条の5~第21条の9 (略)

第3節 (略)

第4章の2~第12章 (略)

第13章 雑則

第65条~第65条の3 (略)

(データ量到達通知)

第66条 当社は、Xi契約者から請求があったときは、Xiの契約者回線との間の通信(当社が別に定めるものに限ります。)に関する課金対象データの情報量又は累計共有データ量(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。)の概算量(当社が別に定める方法により算定した量とし、料金月単位で累計するものとします。)が当社が別に定める量を超えたときに、その契約者へその旨を通知(以下「データ量到達通知」といいます。)します。

2 前項に規定する通知は、当社が定める方法により行います。

第67条~第74条 (略)

(利用者登録)

第74条の2 X i 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る X i サービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2~9 (略)

10 第4項の規定によるほか、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8) の2に定める共有回線群を構成するXiに係る契約者は、料金表第1表第3 (通信料)の1の(8)の $\underline{3}$ に定める共有代表回線からの請求に基づき、契約者に係る課金対象データの情報を当社が共有代表回線に係る契約者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

(注)(略)

第75条~第76条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

第77条 Xi契約者は、第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)、第16条(当社が行う一般契約の解除)、第21条(その他の提供条件)、第21条の7(契約者が行うXiユビキタス一般契約の解除)、第21条の8(当社が行うXiユビキタス一般契約の解除)又は第21条の14(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社がXiサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(Xi契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 (略)

- 3 前 2 項の規定によるほか、契約者は、携帯電話<u>・PHS</u>番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(その携帯電話<u>・PHS</u>番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 4 (略)

(注)(略)

第77条の2~第80条 (略)

第14章 (略)

料金表

通則

1~25 (略)

(注) (略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1~第2 (略)

第 3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用

(通信料)の1の(8)の2に定める共有代表回線からの請求に基づき、契約者に係る課金対象データの情報を当社が共有代表回線に係る契約者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

(注) (略)

第75条~第76条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

第77条 Xi契約者は、第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)、第16条(当社が行う一般契約の解除)、第21条(その他の提供条件)、第21条の7(契約者が行うXiユビキタス一般契約の解除)、第21条の8(当社が行うXiユビキタス一般契約の解除)又は第21条の14(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社がXiサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(Xi契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 (略)

3 前2項の規定によるほか、契約者は、携帯電話番号ポータビリティに係る当 社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及 び生年月日等の情報(その携帯電話番号ポータビリティに係る手続きのために 必要なものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとし ます。

4 (略)

(注)(略)

第77条の2~第80条 (略)

第14章 (略)

料金表

通則

1~25 (略)

(注) (略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1~第2 (略)

第3通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用

(1) ~(6) の2 (略)			(略)			(1) ~(6) の 2 (略)	
(7) データ通信モ ードによる通信 の料金の適用	( ) まで 「! の ! イ~!	当社が別に定める追 す。)の料金は、1* 累計課金対象データ 2 - 3の規定により	り者回線との間のデータ 通信を除きます。以下 対金月における累計の 対量」といいます。) は り算定した額を適用し を を を を を を を を の で が は の で が の で が の で が の に が の に が の に が の に が の に が の に が の に が の に が の に が の に が の に が の に が の に が の に が の の の の の の の の の の の の の	この欄においる 課金対象データ 応じ て、2	て同じとし ヲ量 <u>(以下</u>	(7) データ通信モ ードによる通信 の料金の適用	ア (まて イ(注
(8) の 2 データ 通信モードの定 額通信料の適用 等	i 社	サービスの契約者頃が別に定める通信を計額(料金月単位ではこの取扱いの廃」代えて、その定額でなり」といいます。、データ定額パック	長に規定する定額通信記線との間のデータ通知を除きます。)に関する認識計した額とし、このでで、 と後に利用した通信に対した通信は があることができまれる。 と選択することができません。 では次の区分があり、 では出ていただきまで、	信モードによる 料金について、 の取扱いの選打 係る料金額を 及い(以下「ラ きまいずれかり す。	る通信(当 その月間 Rの申出前 余きます。) データ定額 場合におい	(8) の2 データ 通信モードの定 額通信料の適用 等	ア・社累又にパてし
		区 分	定額通信料(月額)	定額上限 <u>デ</u> <u>ータ量</u>	上限 回線数		
		(略)	(略)	(略)	(略)		
	シング	データSパック <u>(小容量)</u>	(略)	(略)	10		シング
	ルパ	·	(略)	(略)	10		ルパ
	ック	データ <b>L</b> パック <u>(大容量)</u>	(略)	(略)	<u>10</u>		ック
	ファミ	シェアパック10 <u>(小容量)</u>	(略)	(略)	10		ファ
	リー	シェアパック15 <u>(標準)</u>	(略)	(略)	10		ミリー
	シェアパ	シェアパック20 <u>(大容量)</u>	(略)	(略)	10		シェアパ
	ハック	シェアパック30 <u>(大容量)</u>	(略)	(略)	10		ハック
		(略)	(略)	(略)	(略)		

イ (略) ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契

約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック 又はビジネスシェアパックのほか、<u>シングルパック</u>又はらくらく

(1) ~(6) の2 (略)			(略)		
(7) データ通信モ ードによる通信 の料金の適用	( <u>)</u> ます	当社が別に定める〕 す。) の料金は、1 #	内者回線との間のデータ 通信を除きます。以下で 料金月における累計の誤 2 - 3 の規定により算足	この欄において 果金対象データ	て同じとし タ量に応じ
		オ (略) 1)~(注3)(E	各)		
8) の 2 データ 通信モードの定 額通信料の適用 等	- 社累又にパて、	サービスの契約者原が別に定める通信で計額(料金月単位ではこの取扱いの廃」代えて、その定額でク」といいます。、データ定額パッ	表に規定する定額通信料回線との間のデータ通信を除きます。)に関する料で累計した額とし、この上後に利用した通信に係通信料を適用する取扱うを選択することができる。	言モードによる 料金についの選択 系る料金額を ない(以下「ラ さいである 、いずれか 1 す。	る通信(当 その月間 Rの申出前 余きます。) データ定額 場合におい
		区 分	定額通信料(月額)	定額上限値	上限回線数
		(略)	(略)	(略)	(略)
	シン	データSパック	(略)	(略)	(略)
	グルパ	データMパック	(略)	(略)	(略)
	ック	データLパック	(略)	(略)	(略)
	ファ	シェアパック10	(略)	(略)	(略)
		シェアパック10	(略)	(略)	(略)
	アミリーシェア				
	アミリーシェ	シェアパック15	(略)	(略)	(略)

パック(以下この欄において「<u>シングルパック</u>等」といいます。)のいずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したその<u>シングルパック</u>等に係る定額通信料の支払いを要しません。

#### エ~キ (略)

- ク 当社は、データ定額パックを選択している契約者に係るXiが、第1(基本使用料)の(4)の2に規定するU25応援割の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日(U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日)において、契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1GBを加算します。
- ケ データ定額パックを選択している契約者は、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量(以下この欄及び(8)の3においてにおいて「指定追加データ量」といいます。)を加算した後の定額上限データ量を適用します。ただし、指定追加データ量を変更する申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

- コ ケの規定によるほか、データ定額パックを選択している契約者は、当社が別に定める方法により、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、当該料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量(以下この欄及び(8)の3においてにおいて「追加データ量」といいます。)を加算した後の定額上限データ量を適用します。
- <u>サ</u> コに規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。
- <u>シ</u> 当社は、らくらくパックを選択している契約者が、ケ又はコに規 定する申出を行った後、アに規定する区分の変更を行ったときは、 その申出の取消しがあったものとみなして取り扱います。
- ス 当社は、データ定額パックの適用を受けているXiの累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る 定額上限データ量(ク、(8) の3のス若しくは当該契約約款の規定

ク又はらくらくパック(以下この欄において「データSパック等」といいます。)のいずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのデータSパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。

#### エ~キ (略)

ク 当社は、データ定額パックを選択している契約者に係る X i が、第1 (基本使用料)の(4)の2に規定するU25応援割の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日(U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日)において、契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限値(アに規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に、1 G B を加算します。

ただし、U25応援割の適用を受けているXiが、トに規定する共 有対象回線であるときは、共有回線群に係る定額データパックに関 する定額上限値に、1GBを加算します。

ケ データ定額パックを選択している契約者は、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限値 (クの規定又は当該契約約款に規定する1GBを加算する取扱いの適用を受けているときは、その定額上限値に1GBを加算した値とし、その契約者がテに規定する共有代表回線に係る契約者であって、その共有回線群を構成する共有代表回線又は共有対象回線がクの規定又はこの契約約款に規定する1GBを加算する取扱いの適用を受けているときは、その適用を受けている共有代表回線及び共有対象回線の数に応じてその定額上限値に1GB加算した値とします。以下この欄において同じとします。)を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社は、その申出があった日から増加後の定額上限値(以下「指定定額上限値」といいます。)を適用します。

ただし、指定定額上限値を変更するときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

コ 当社は、データ定額パックの適用を受けているXiの累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限値又は指定定額上限値を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間(シの規定により1GB加算オプションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、そのXiの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い(以下この欄において「128k通信」といいます。)を適用します。

により加算された1GBの合計のデータ量(以下この欄及び(8)の3において「付与データ量」といいます。)、指定追加データ量、追加データ量又はツ若しくはテの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。)を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間(コに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、そのXiの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い(以下この欄及び(8)の3において「128k通信」といいます。)を適用します。

<u>セ スの規定により</u>128k通信の適用を受けているXiが行った通信に 係る課金対象データについては、第47条(通信時間等の測定等)の 規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

ソ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からケ又は<u>コ</u>に 規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金 対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限<u>データ量</u> (付与データ量又はツ若しくはテの規定により繰越データ量がある ときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ 量を加算した後のデータ量とします。)を超えるときは、その定額上 限<u>データ量</u>を超える部分の課金対象データ量(<u>スの規定により</u>128k 通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。)について、 次表に規定する額を適用します。

表(略)

夕 アに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、Xiを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、Xiの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

夕の規定にかかわらず、料金月の初日以外にXi契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若 しくは区分の変更又は(8) の3に規定する共有代表回線の変更があったときはこの限りでありません。

 当社は、データ定額パック(らくらくパック及びデータSパック (小容量)を除きます。)の適用を受けているXiに係る当該料金月 における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定 額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその 累計課金対象データ量を差し引いたデータ量(1GBに満たない部分を除きます。)を繰越データ量としてス及びソの規定を適用します。

ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変

- サ 128k通信の適用を受けている X i が行った通信に係る課金対象データについては、第47条(通信時間等の測定等)の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。
- <u>シ</u>データ定額パックを選択している契約者は、当社が別に定める方法により、当該料金月における128k通信の適用の解除(以下この欄において「1GB加算オプション」といいます。)に係る申出を行うことができます。
- ス シの規定により、1GB加算オプションの申出を行う契約者が未 成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要と なる場合があります。
- <u>セ</u> 当社は、らくらくパックを選択している契約者が、ケ又はシに規 定する申出を行った後、アに規定する区分の変更を行ったときは、 その申出の取消しがあったものとみなして取り扱います。
- ソ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からケ又はシに 規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金 対象データ量がそのデータ定額パックに係る定額上限値を超えると きは、その定額上限値を超える部分の課金対象データ量(128k通信 の適用を受けている課金対象データ量を除きます。)について、次表 に規定する額を適用します。

表(略)

更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(8) の 3 に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、こ の限りでありません。

- テ 当社は、データ定額パックの適用を受けているXiに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量(ソに規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。)、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量(以下この欄において「加算後データ量」といいます。)に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量としてス及びソの規定を適用します。
- <u>ト</u> 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額パックを廃止します。

(ア) ~ (エ) (略)

- タ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱い を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合 には、データ定額パックを廃止します。
- (ア) ~ (エ) (略)
- チ データ定額パック(らくらくパックを除きます。以下この欄において同じとします。)を選択している契約者は、データ定額共有を選択することができます。
- ツ データ定額共有とは、共有回線群(テに規定する共有代表回線及びトに規定する共有対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成するXi、Xiユビキタス、FOMA(第2種契約に係るものに限ります。)及びFOMAユビキタス(第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。)に係る累計課金対象データ量を合算して、テに規定する共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックを適用する取扱いをいいます。
- テ 契約者は、データ定額共有を選択するときは、共有代表回線(共有回線群を代表する1のXi又はFOMA(その契約者に係るものであって、データ定額パックを選択しているものに限ります。)を合わせて当社に申し出ていただきます。この場合において、シングルパックに係る共有代表回線は、基本使用料の料金種別が総合利用プランのXi又はFOMAに限ります。

ただし、Xi又はFOMAの契約者名義が法人である場合であって、そのXi又はFOMAと当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求(以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。以下この欄において同じとします。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)している他のXi、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスが既に共有代表回線又は共有対象回線であるときは、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の申出を行うことができません。

- ト データ定額共有における共有対象回線とは、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するXi、Xiユビキタス、FOMA(第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)及びFOMAユビキタス(第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)のことをいいます。
- ナ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共 有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合にお いて、共有対象回線に係る契約者は、データSパック等のうち、い ずれか1つを選択し、合わせて当社に申し出ていただきます。

- <u></u> ナの規定により選択したデータSパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。
- ヌ 共有代表回線に係る契約者及び共有対象回線に係る契約者は、共 有回線群を構成する共有対象回線に係る累計課金対象データ量を共 有代表回線の契約者が引き受け、当社がデータ定額共有を適用する ことにあらかじめ同意するものとします。
- ネ <u>データ定額共有の開始は、ナに規定する申出を当社が承諾した日</u> を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾 した日を含む料金月から適用します。

- (ア) X i 契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、ナの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i 、X i ユビキタス、F O M A 及びF O M A ユビキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。
- (イ) データ定額共有を開始した日以降に、その共有代表回線を指定 して当社に申し出た全てのXi、Xiユビキタス、FOMA及び FOMAユビキタスにおいてデータ定額パックが選択されていな いとき。
- <u>ハ</u> 共有対象回線 (Xiユビキタスを除きます。)の契約者は、次表に 定める定額通信料の支払いを要します。

1契約ごとに

区 分	料金額(月額)
定額通信料	税抜額 500円(税込額 540円)

- <u>ヒ</u> ア及びハに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、Xiを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、Xiの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。
- フ ヒの規定にかかわらず、料金月の初日以外にXi契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若 しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限り でありません。

- へ 当社は、共有回線群に係る累計課金対象データ量と共有対象回線 に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択してい るデータ定額パックに係る定額上限値又は指定定額上限値を超えた ときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月 の初日の当社が定める時刻までの間(シの規定により1GB加算オ プションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの 間)、その共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線に ついて、128k通信を適用します。
- ホ データ定額共有におけるケ又はシに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。
- マ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からケ又はシに 規定する申出があった場合であって、当該料金月における共有回線

群に係る累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限値を超えるときは、その定額上限値を超える部分の課金対象データ量(128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。)について、次表に規定する額を適用します。

1GBごとに

料 金 種 別	料 金 額
Xiデータ通信料	税抜額 1,000円(税込額 1,080円)

- 当社は、共有回線群に属するXiに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったXiが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していいただきます。
- (ア) X i 契約又は X i ユビキタス契約に係る名義変更があったとき (当社が別に定める場合を除きます。)。
- (イ)契約の解除があったとき。
- (ウ) モの(ウ)、ヤの(ウ)又はユの(ウ)に規定する条件を満た さなくなったとき。
- (エ) 電話番号保管があったとき。
- ム ミの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出が あったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共 有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者 は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者 間において問題を解決していただきます。
- メ ミの規定により廃止のあった X i 又は X i ユビキタスが共有対象 回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定 額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月からウ又はナの規定により選択したデータ S パック等を適用します。 ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ 定額パックの廃止があったときは、この限りでありません。
- <u>モ</u> <u>テからメの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共</u> 有の適用は、次のとおりとします。
- (ア)シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を 選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に 申し出ていただきます。
- (イ) (ア) の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のXi、Xiユビキタス、FOMA (第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)又はFOMAユビキタス (第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)を、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線((13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。
- (ウ)当社は、(ア)又は(イ)に規定する申出があったときは、次 のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
  - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。

- ② 申出又は指定のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の 共有回線群に属しているとき。
- ③ 申出又は指定のあったXiに係る基本使用料の料金種別が総合利用プランであるとき。
- ④ 申出又は指定のあった X i 又は X i ユビキタス (その契約者 名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の 割引回線群 ((13)に規定するものをいいます。)に属していな いとき。
- ⑤ 申出又は指定のあったXiコビキタス(その契約者名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)ではないとき。
- ⑥ 申出又は指定のあった X i の契約者名義が、共有代表回線の 契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合すると きを除きます。)。
- <u>⑧</u> <u>(イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたと</u> き。
- ⑨ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。
- ⑩ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- ヤ <u>テからメの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデー</u> タ定額共有の適用は、次のとおりとします。
- (ア) ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。
- (イ) (ア) の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のXi、Xiコビキタス、FOMA又はFOMAコビキタスを、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。
- (ウ) 当社は、(ア) 又は(イ) に規定する申出があったときは、次 のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
  - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリー シェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
  - ② 申出又は指定のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の 共有回線群に属しているとき。
  - ③ 申出又は指定のあったXi又はXiユビキタス(その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。
  - <u>④</u> <u>(イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたと</u> き。
  - ⑤ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。
  - ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- <u>ユ</u> <u>テからメの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ</u> <u>定額共有の適用は、次のとおりとします。</u>
- (ア)ビジネスシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額

	共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して 当社に申し出ていただきます。 (イ)当社は、(ア)に規定する申出があったときは、次のいずれか に該当する場合を除いて、これを承諾します。 ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているビジネスシ ェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。 ② 申出のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の共有回線 群に属しているとき。
	<ul> <li>③ 申出のあったXi又はXiユビキタスと一括請求している他のXi、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスが同一の共有回線群に属していないとき。</li> <li>④ 申出のあったXi又はXiユビキタス(その契約者名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)でないとき。</li> <li>⑤ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。</li> </ul>
	⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、ア、ハ及びヒの規定により適用する定額通信料((8)の3に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額)及びマの規定により適用するXiデータ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線(Xiユビキタス及びFOMAユビキタスに係るものを除きます。)の数に応じて、当社が定める方法により均等に分割して請求(以下この欄において「分割請求」といいます。)します。
	<ul> <li>ワ ヨに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。</li> <li>(ア)共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線の契約者は、あらかじめ分割請求の対象となる共有対象回線に係る契約者の同意を得ていただきます。</li> <li>(イ)分割請求に係る共有対象回線の数は、当社が定める日に測定します。</li> <li>(ウ)当社は、共有代表回線から分割請求の請求があったときは、その申出があった日を含む料金月から適用します。</li> </ul>
	(エ) 当社は、共有代表回線から分割請求の廃止の申出があったとき は、分割請求を廃止します。 (オ) 当社は、分割請求の廃止の申出があったときは、その廃止があ った日を含む料金月の前料金月まで分割請求の対象とします。
(8) の3 データ 定額パックに係	

有回線群を代表する1のXi又はFOMA(その契約者に係るものであって、データ定額パックを選択しているものに限ります。)を合わせて当社に申し出ていただきます。この場合において、シングルパックに係る共有代表回線は、基本使用料の料金種別が総合利用プランのXi又はFOMAに限ります。

ただし、Xi又はFOMAの契約者名義が法人である場合であって、そのXi又はFOMAと当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求(以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。以下この欄において同じとします。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)している他のXi、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスが既に共有代表回線又は共有対象回線であるときは、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の申出を行うことができません。

- エ データ定額共有における共有対象回線とは、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するXi、Xiユビキタス、FOMA(第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)及びFOMAユビキタス(第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)のことをいいます。
- オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共 有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、共有対象回線に係る契約者は、シングルパック等のうち、いずれか1つを選択し、合わせて当社に申し出ていただきます。
- <u>カ</u> オの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。
- + 共有代表回線に係る契約者及び共有対象回線に係る契約者は、共有回線群を構成する共有対象回線に係る累計課金対象データ量を共有代表回線の契約者が引き受け、当社がデータ定額共有を適用することにあらかじめ同意するものとします。
- ク <u>データ定額共有の開始は、オに規定する申出を当社が承諾した日</u>を含む料金月の翌料金月からとします。
- ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾 した日を含む料金月から適用します。
- (ア) X i 契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、オの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i 、X i ユビキタス、F O M A 及びF O M A ユビキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。
- (イ)データ定額共有を開始した日以降に、その共有代表回線を指定 して当社に申し出た全てのXi、Xiユビキタス、FOMA及び FOMAユビキタスにおいてデータ定額パックが選択されていな いとき。
- <u>ケ</u> 当社は、共有代表回線の変更の申出があったときは、イの規定に 準じて取扱います。
- <u>コ</u> 共有対象回線 (Xiユビキタスを除きます。)の契約者は、次表に 定める定額通信料の支払いを要します。

<u>1 契約ごとに</u>

区 分	料金額(月額)
<u>定額通信料</u>	税抜額 500円 (税込額 540円)

- サ コに規定する定額通信料については日割しません。
- ただし、Xiを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、Xiの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。
- シ サの規定にかかわらず、料金月の初日以外にXi契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。
- ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若 しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限り でありません。
- ス 当社は、第1(基本使用料)の(4)の2に規定するU25応援割の 適用を受けているXiが、エに規定する共有対象回線であるとき は、その適用を受ける料金月の初日(U25応援割の選択に係る申出 の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日) において、共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額 パックに係る定額上限データ量に、1GBを加算します。
- セ 当社は、共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量(付与データ量、指定追加データ量、追加データ量又は(8)の2の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。)を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間((8)の2のコに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、その共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k通信を適用します。
- <u>ソ</u> データ定額共有における(8) の2のケ又は(8) の2のコに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。
- 夕 当社は、データ定額パックを選択している契約者から(8) の2の ケ又は(8) の2のコに規定する申出があった場合であって、当該料 金月における共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線 に係る累計課金対象データ量の合計が、そのデータ定額パックに係 る定額上限データ量を超えるときは、その定額上限データ量を超え る部分の課金対象データ量(セの規定により128k通信の適用を受け ている課金対象データ量を除きます。)について、次表に規定する額 を適用します。

1GBごとに

<u>料 金 種 別</u>	料 金 額
<u>X i データ通信料</u>	税抜額 1,000円 (税込額 1,080円)

- <u>チ</u> 当社は、共有回線群に属するXiに係る契約者からデータ定額共 有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったXiが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していいただきます。
- (ア) X i 契約又は X i ユビキタス契約に係る名義変更があったとき (当社が別に定める場合を除きます。)。
- (イ)契約の解除があったとき。

- <u>(ウ) トの(ウ)、ナの(ウ)又は二の(イ)に規定する条件を満た</u> さなくなったとき。
- (エ) 電話番号保管があったとき。
- ツ チの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出が あったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共 有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者 は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者 間において問題を解決していただきます。
- テ チの規定により廃止のあった X i 又は X i ユビキタスが共有対象 回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定 額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8) の 2 のウ又はオの規定により選択したシングルパック等を適用します。

ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金 月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ 定額パックの廃止があったときは、この限りでありません。

- <u>ト</u> アからテの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共 有の適用は、次のとおりとします。
- (ア)シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を 選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に 申し出ていただきます。
- (イ) (ア) の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のXi、Xiユビキタス、FOMA (第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)又はFOMAユビキタス (第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)を、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線((13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。
- <u>(ウ)当社は、(ア)又は(イ)に規定する申出があったときは、次</u> のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
  - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
  - ② 申出又は指定のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の 共有回線群に属しているとき。
  - ③ 申出又は指定のあった X i に係る基本使用料の料金種別が総合利用プランであるとき。
  - ④ 申出又は指定のあったXi又はXiユビキタス(その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。
  - ⑤ 申出又は指定のあった X i ユビキタス (その契約者名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者 (契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)ではないとき。
  - ⑥ 申出又は指定のあった X i の契約者名義が、共有代表回線の 契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合すると きを除きます。)。
  - ⑦ 共有回線群を構成するFOMA又はXi(データ専用プラン)

に係るものに限ります。)の数が2以上となるとき。

- <u>⑧</u> (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたと き。
- ⑨ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。
- ⑩ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- <u>ナ</u> アからテの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。
- (ア) ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。
- (イ) (ア) の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のXi、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスを、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。
- (ウ)当社は、(ア)又は(イ)に規定する申出があったときは、次 のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
  - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリー シェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
  - ② 申出又は指定のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の 共有回線群に属しているとき。
  - ③ 申出又は指定のあったXi又はXiユビキタス(その契約者 名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の 割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していな いとき。
  - <u>(イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたと</u> き。
  - ⑤ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。
  - ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- <u>二</u> <u>アからテの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ</u> 定額共有の適用は、次のとおりとします。
- (ア)ビジネスシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額 共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して 当社に申し出ていただきます。
- (イ)当社は、(ア)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
  - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているビジネスシェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
  - ② 申出のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の共有回線 群に属しているとき。
  - ③ 申出のあったXi又はXiユビキタスと一括請求している他 のXi、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスが 同一の共有回線群に属していないとき。
  - ④ 申出のあった X i 又は X i ユビキタス(その契約者名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)でないとき。

- ⑤ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と して行われるものと当社が認めるものであるとき。
- ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- ヌ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(8) の 2のア並びにコ及びサの規定により適用する定額通信料((8)の4 に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用を 受けているときは、その割引を適用した後の額)並びに夕の規定に より適用するXiデータ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回 線及び共有対象回線(Xiユビキタス及びFOMAユビキタスに係 るものを除きます。)の数に応じて、当社が定める方法により均等に 分割して請求(以下この欄において「分割請求」といいます。)しま
- <u>ネ</u> ヌに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定 <u>めるところによります。</u>
- (ア) 共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線 の契約者は、あらかじめ分割請求の対象となる共有対象回線に係 る契約者の同意を得ていただきます。
- (イ)分割請求に係る共有対象回線の数は、当社が定める日に測定 します<u>。</u>
- (ウ) 当社は、共有代表回線から分割請求の請求があったときは、そ の申出があった日を含む料金月から適用します。
- (エ)当社は、共有代表回線から分割請求の廃止の申出があったとき は、分割請求を廃止します。
- (オ) 当社は、分割請求の廃止の申出があったときは、その廃止があ った日を含む料金月の前料金月まで分割請求の対象とします。
- 定額パックに係 る定額通信料の とドコモ割)の 適用
- (8) の 4 データ│ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているXiに係る定額通 信料について、当該料金月のそのXi契約に係る経過期間に応じ て、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

月極割引(ずっ)(ア)(イ)以外のもの

経 過 期 間	定額料の減額 (月額)			
	シェアパック 10 <u>(小</u> 容 <u>量)</u> 又は ビジネス シェアパック10	シェアパック15 <u>(標準)</u> 又はビジネスパック 15	シェアパ ック 20 <u>(大</u> 客 <u>量)</u> マネス ビジネス シェアパ ック20	シェアパック 30 <u>(大</u> <u>容</u> <u>量)</u> 又は ビジネス シェアパック30
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(イ)シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経 過 期 間	定額料の減額 (月額)		
		データMパック <u>(標</u> <u>準)</u> 又はデータLパ ック <u>(大容量)</u>	
(略)	(略)	(略)	

イ アの規定にかかわらず、データ定額パックの適用を受けている

定額パックに係 る定額通信料の 月極割引(ずっ とドコモ割)の 適用

(8) の 3 データ | ア 当社は、データ定額パックの適用を受けている X i に係る定額通 信料について、当該料金月のそのXi契約に係る経過期間に応じ て、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

(ア)(イ)以外のもの

経過	期間	定額料の減額 (月額)			]額)
		シェアパック10又 はビジネ スシェア パック10		はビジネ	はビジネ
(⊞	各)	(略)	(略)	(略)	(略)

(イ)シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経 過 期 間	定額料の減額 (月額)		
	データSパック又は らくらくパック	データMパック又は データLパック	
(略)	(略)	(略)	

イ アの規定にかかわらず、データ定額パックの適用を受けている

X i が共有回線群((8) の3に規定するものをいいます。)を構成するX i であるときは、そのX i が共有代表回 線((8) の3に規定するものをいいます。)であるときに限り、そのX i に係るデータ定額パックの定額通信料について、アに規定する割引を適用します。この場合において、同一料金月内において割引代表回線の変更があったときは、変更後の割引代表回線に係るX i 契約に関する経過期間に応じて、アに規定する割引を適用します。ウ~エ (略) (略)

2 (略)

第4 (略)

# 第5 手続きに関する料金

1 適用

Ę	手続きに関する料金の適用				
(1) ~(3) (略)	(略)				
(4) 携帯電話番号 <u>・PH</u> <u>S</u> ポータビリティ手数 料の適用除外	ア 携帯電話・PHS番号ポータビリティが行われなかった場合の携帯 電話・PHS番号ポータビリティ手数料は、(1) 欄及び2(料金額)の規定にかかわらず、適用しません。イ Xi契約(その契約の締結と同時に契約者が端末設備を購入したことを当社が確認できなかったものに限ります。)について、その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日から起算して90日以内に携帯電話・PHS番号ポータビリティが行われた場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料は、2(料金額)の規定にかかわらず、1の契約ごとに税抜額5,000円(税込額5,400円)とします。				
(5) ~(6) (略)	(略)				

### 2 料金額

2-1 2-2以外のもの

料	金	種	別単位		/ <del>\</del>	料	金	額
11	<u> </u>	任	ני <i>מ</i>	<del>*</del>		次の税抜 税込額)	額(か	っこ内は
(1) ~(3)	(略)			(田	各)		(略)	
<ul><li>(4) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ 手数料</li></ul>			(B)	各)		(略)		
(5) (略)				(田	各)		(略)	

2 - 2 (略)

Xiが共有回線群((8)の2に規定するものをいいます。以下同じとします。)を構成するXiであるときは、そのXiが共有代表回線((8)の2に規定するものをいいます。以下同じとします。)であるときに限り、そのXiに係るデータ定額パックの定額通信料について、アに規定する割引を適用します。この場合において、同一料金月内において割引代表回線の変更があったときは、変更後の割引代表回線に係るXi契約に関する経過期間に応じて、アに規定する割引を適用します。ウ~エ (略)(9)~(24)(略)(略)

2 (略)

第4 (略)

### 第5 手続きに関する料金

1 適用

=	手続きに関する料金の適用					
(1) ~(3) (略)	(略)					
(4) 携帯電話番号ポータ ビリティ手数料の適用 除外	ア 携帯電話番号ポータビリティが行われなかった場合の携帯電話番号ポータビリティ手数料は、(1) 欄及び2(料金額)の規定にかかわらず、適用しません。 イ Xi契約(その契約の締結と同時に契約者が端末設備を購入したことを当社が確認できなかったものに限ります。)について、その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日から起算して90日以内に携帯電話番号ポータビリティが行われた場合の携帯電話番号ポータビリティ手数料は、2(料金額)の規定にかかわらず、1の契約ごとに税抜額5,000円(税込額5,400円)とします。					
(5) ~(6) (略)	(略)					

### 2 料金額

2-1 2-2以外のもの

料 金 種 別	単位	料 金 額
イイ <u>立</u> 1星 ガリ	<del></del>	次の税抜額(かっこ内は 税込額)
(1) ~(3) (略)	(略)	(略)
(4) 携帯電話番号ポータビリティ 手数料	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)

2-2 (略)

第6 (略)

第2表~第6表 (略)

別表1~別表7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	戉	事業者名	利用できる道ング利用料のジタル通信で がに係る電気ものを除きま	D区分(通記 ミードにより 気通信回線∼	舌モード又に リ国際アウト \着信する〕	は64kb/sデ トローミン
			通話モード	64kb/sデ ジタル通 信モード	パケット 通信モー ド	ショート メッセー ジ通信モ ード
南・北ア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アメリカ地方	コロンビア共 和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
Л 		Comunicacion Celular, S.A.	6	-	А	<u>O</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インドネシア 共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		PT Hutchison 3 Indones ia	4	_	A •	0

第6 (略)

第2表~第6表 (略)

別表1~別表7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	或	事業者名	利用できる近 ング利用料の ジタル通信 グに係る電気 ものを除きる	D区分(通記 ミードにより 気通信回線/	舌モード又に リ国際アウ I へ着信する)	は64kb/sテ トローミン
			通話モード	64kb/sデ ジタル通 信モード	パケット 通信モー ド	ショート メッセー ジ通信モ ード
南・北マ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アメリカ地	コロンビア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
方		Comunicacion Celular, S.A.	△ 6	_	<u>△</u> A	Δ
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インドネシア 共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		PT Hutchison 3 Indones	△ 4	_	<u>△</u> A <u>△</u> • <u>△</u> I	

	I			l i	ĺ	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	東ティモール 民主共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telekomunikasi Indones ia Internasional, S.A	7	_	А	0
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	香港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	Myanma Posts and Telec ommunications	6	ı	А	0
		TELENOR MYANMAR	<u>6</u>	<u>-</u>	<u>A</u>	Δ
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	東ティモール 民主共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telekomunikasi Indones ia Internasional, S.A	<u>△</u> 7	_	<u>△</u> A	Δ
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	香港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		CSL Limited	2	1	<u>A</u> <u></u>	<u>O</u>
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連 邦共和国	Myanma Posts and Telec ommunications	6	_	<u>∆</u> A	0
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オニアニア也ち	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーコッパ也	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アフリ・	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
力地方	マリ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Malitel SA	13	_	Α	<u>O</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

### 備考

1~2 (略)

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、<u>平成26年11月30日</u>までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則(平成26年9月23日経企第940号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったXiサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、当社が定めるXiサービス契約約款の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

データSパック	データSパック(小容量)
データMパック	データMパック(標準)
データLパック	データレパック(大容量)
シェアパック10 シェアパック15	シェアパック10(小容量) シェアパック15(標準)
シェアパック20	シェアパック20(大容量)
シェアパック30	シェアパック30(大容量)

(その他)

- 4 経企第1321号(平成26年1月30日)の附則第2項中「平成26年9月30日」を「平成27年3 月31日」に改めます。
- 5 経企第 124号(平成26年 4 月25日経企第124 号)の附則中、「携帯電話番号ポータビリティ手数料」を「携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料」に改めます。
- 6 経企第 213号(平成26年 5月14日)の附則を次のように改めます。
- (1) 第4項及び第5項中「定額上限値」を「定額上限データ量」に改めます。
- (2) 第6項を次のように改めます。

アフリ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
力地方	マリ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Malitel SA	<u>△</u> 13	_	<u>△</u> A	Δ
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

## 備考

1~2 (略)

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成26年10月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

6 削除

- 7 経企第 323号(平成26年6月6日)の附則を次のように改めます。
- (1) 第3項及び第4項中「定額上限値」を「定額上限データ量」に改めます。
- (2) 第5項を次のように改めます。

5 削除

- 8 経企第 768号(平成26年 8 月25日)の附則を次のように改めます。
- (1) 第 3 項を次のように改めます。
  - 3 この改正規定実施の日から平成26年12月31日までの間において、Xiサービス取扱所において当社が定める端末設備(以下この附則において「特例対象端末設備」といいます。)をXi契約者又はその関係者が購入した場合であって、その購入と同時にその購入者から指定のあった1のXiについて、次の(1)及び(2)若しくは(3)(以下この附則において「特例適用条件」といいます。)の条件を満たす申込があった場合に、その指定のあったXiが特例適用条件を満たしていることを当社が最初に確認した日を含む料金月から起算して3料金月の間、そのXiに係るデータMパック(標準)、データLパック(大容量)、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックの定額上限データ量(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に1GBを加算する取り扱い(以下この附則において「データプラン得得キャンペーン」といいます。)を適用します。
  - (1) X i データプラン(スマホ/タブ)又はX i データプラン(ルーター)を選択していること。
  - (2) データMパック(標準)、データLパック(大容量)、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。
  - (3) 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定する共有対象回線であって、その共有回線群(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。)がデータMパック(標準)、データLパック(大容量)、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。
- (2) 第5項の第3号及び第4号を次のように改めます。
- (3) データMパック(標準)、データLパック(大容量)、ファミリーシェアパック又は ビジネスシェアパックを廃止したとき。
- (4) 共有回線群に係る共有代表回線がデータMパック(標準)、データLパック(大容量)、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを廃止したとき。
- 9 経企第 862号(平成26年9月10日)の附則第1項を次のように改めます。
- 1 この改正規定は、平成26年9月16日から実施します。

ただし、データLパック(大容量)に関する部分は、平成26年9月19日から実施します。

〔改正〕	〔現 行〕
第1章~第2章 (略)	第1章~第2章 (略)
第3章 FOMA契約	第3章 FOMA契約
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 第1種一般契約	第2節 第1種一般契約
第 8 条~第10条 (略)	第 8 条~第10条 (略)
(契約者識別番号) 第11条 FOMAの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。 2 第1種一般契約者は、第1種一般契約締結の際に、携帯電話・PHS番号ポータビリティ(電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービス又はPHSサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。 ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者(当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に限ります。 3~4 (略) (注1)~(注2) (略)	(契約者識別番号) 第11条 FOMAの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。 2 第1種一般契約者は、第1種一般契約締結の際に、携帯電話番号ポータビリティ(電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者(当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に限ります。 3~4 (略)(注1)~(注2) (略) 第12条~第17条 (略)
(第1種一般契約者が行う第1種一般契約の解除) 第18条 第1種一般契約者は、第1種一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に書面により通知していただきます。 2 前項の場合において、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。 3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要となる番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。 (注1)~(注2) (略)	(第1種一般契約者が行う第1種一般契約の解除) 第18条 第1種一般契約者は、第1種一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に書面により通知していただきます。 2 前項の場合において、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。 3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要となる番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。 (注1)~(注2) (略)
第4節 第2種一般契約	第4節 第2種一般契約
第23条の3~第23条の4 (略)	第23条の3~第23条の4 (略)

#### (契約者識別番号)

- 第23条の5 FOMAの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
- 2 第2種一般契約者は、第2種一般契約締結の際に、携帯電話<u>・PHS</u>番号ポータビリティを希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者(当社が別に定める基準に適合する者を含みます。) に限ります。

3~4 (略)

(注1)~(注2) (略)

第23条の6~第23条の8 (略)

(第2種一般契約者が行う第2種一般契約の解除)

- 第23条の9 第2種一般契約者は、第2種一般契約を解除しようとするときは、 そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に書面により通知していた だきます。
- 2 前項の場合において、携帯電話<u>・PHS</u>番号ポータビリティを希望するときは、契約 の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。
- 3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話<u>・PHS</u>番号ポータビリティの手続きに必要となる番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。

(注1)~(注2) (略)

第23条の11 (略)

第5節 (略)

第4章~第12章 (略)

第13章 雑則

第81条の2~第88条の6 (略)

### (電気通信事業者への情報の通知)

第89条 契約者は、第18条(第1種一般契約者が行う第1種一般契約の解除)、 第19条(当社が行う第1種一般契約の解除)、第23条の2(その他の提供 条件)、第23条の9(第2種一般契約者が行う第2種一般契約の解除)、第 23条 の10(当社が行う第2種一般契約の解除)又は第24条(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない 場合(第75条(債権の譲渡等)の規定により、当社がFOMAサービスの料金

#### (契約者識別番号)

- 第23条の5 FOMAの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
- 2 第2種一般契約者は、第2種一般契約締結の際に、携帯電話番号ポータビリティ<u>(電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)</u>を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者(当社が別に定める基準に適合する者を含みます。) に限ります。

3~4 (略)

(注1)~(注2) (略)

第23条の6~第23条の8 (略)

(第2種一般契約者が行う第2種一般契約の解除)

- 第23条の9 第2種一般契約者は、第2種一般契約を解除しようとするときは、 そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に書面により通知していた だきます。
- 2 前項の場合において、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約 の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。
- 3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要となる番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。

(注1)~(注2) (略)

第23条の11 (略)

第5節 (略)

第4章~第12章 (略)

第81条の2~第88条の6 (略)

### (電気通信事業者への情報の通知)

第89条 契約者は、第18条(第1種一般契約者が行う第1種一般契約の解除)、 第19条(当社が行う第1種一般契約の解除)、第23条の2(その他の提供 条件)、第23条の9(第2種一般契約者が行う第2種一般契約の解除)、第 23条 の10(当社が行う第2種一般契約の解除)又は第24条(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない 場合(第75条(債権の譲渡等)の規定により、当社がFOMAサービスの料金 その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 (略)

3 前 2 項の規定によるほか、契約者は、携帯電話<u>・PHS</u>番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(その携帯電話<u>・PHS</u>番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

4 (略)

(注) (略)

第90条~第93条 (略)

第14章 (略)

料金表(略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1~第2 (略)

第3通信料

1 適用

	通	信 料	の	適	用	
(1) ~(7) の2 (略)				(略)		
(7) の3 第2種 契約に係るパケット通信モード に係る定額通信 料の適用等	FOM / FOM	A サービスの 社が別に定る 累計額(料金 又はこの取打 こ代えて、そ ック」といい	か契約者回 める通信を 金月単位で 扱いの廃止 その定額通 います。)を 類パックに	線とのましれる とのましれを は と料まの は と は と と は と は と は と は と は と は と は り る る る る る る る と る と る と る る る る る る る	額通信料を支払った場合のデータ通信モードによる)に関する料金について、額とし、この取扱いの選した通信に係る料金額を同ける取扱いである。この場合があり、いずれか1つだきます。	る、択除一合を通そのき夕に選
	区	分	定額通	信料(月	額) 定額上限値 上限	

その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 (略)

3 前 2 項の規定によるほか、契約者は、携帯電話番号ポータビリティに係る当 社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及 び生年月日等の情報(その携帯電話番号ポータビリティに係る手続きのために 必要なものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとし ます。

4 (略)

(注)(略)

第90条~第93条 (略)

第14章 (略)

料金表(略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1~第2 (略)

第 3 通信料 1 適用

	通	信	料	の	適	用	
(1) ~(7) の2 (略)					(略)		
(7) の 3 第 2 種 契約に係るパケット通信モード に係る定額通信 料の適用等	F信の申ま定お択ります。	MAが 当社 対 が い い い い に り で 、 で て 、 で て 、	·ビス定 (で に (で に (で (で ので いい で いで に に に に に に に に に に に に に	契約者回約 る通信を関 り単位で いの廃止の の定額通の ます。)を	泉余君後言選は出のまし利をすのい	の。額し用こ分だりにとたすとがき	 ドにている。 いの選択から 金額をデータ で場合に

				回線数
	(略)	(略)	(略)	(略)
シング	データSパック <u>(小容量)</u>	3,500円 (3,780円)	2 G B	10
ルパ	データ <b>M</b> パック <u>(標準)</u>	5,000円 (5,400 円)	5 G B	10
ック	データLパック <u>(大容量)</u>	6,700円 (7,236円)	<u>8 G B</u>	<u>10</u>
ファミ	シェアパック10 <u>(小容量)</u>	9,500円 (10,260円)	10 G B	10
ミリーシ	シェアパック15 <u>(標準)</u>	12,500円 (13,500円)	15 G B	10
シェアパ	シェアパック20 <u>(大容量)</u>	16,000円 (17,280円)	20 G B	10
ハック	シェアパック30 <u>(大容量)</u>	22, 500円 (24, 300円)	30 G B	10
	(略)	(略)	(略)	(略)

#### イ (略)

ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック(以下この欄において「シングルパック等」といいます。)のいずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。

#### エ~キ (略)

- ク 当社は、データ定額パックを選択している契約者に係るFOMAが、第1(基本使用料)の(4)の2に規定するU25応援割の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日(U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日)において、契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量又は指定定額上限データ量(ケに規定するものをいいます。)に、1GBを加算します。
- ケ データ定額パックを選択している契約者は、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社は、その申出があった日から増加後の定額上限データ量(以下「指定定額上限データ量」といいます。)を適用します。

ただし、指定定額上限<u>データ量</u>を変更するときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

				回線数
	(略)	(略)	(略)	(略)
シング	データSパック	3,500円 (3,780円)	2 G B	10
ルパ	データMパック	5,000円 (5,400 円)	5 G B	10
ック	データLパック	6,700円 (7,236円)	8 G B	<u>10</u>
ファ	シェアパック10	9,500円 (10,260円)	10 G B	10
ミリー	シェアパック15	12,500円 (13,500円)	15 G B	10
シェアパ	シェアパック20	16,000円 (17,280円)	20 G B	10
ハック	シェアパック30	22,500円 (24,300円)	30 G B	10
	(略)	(略)	(略)	(略)

#### イ (略)

ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック(以下この欄において「データSパック等」といいます。)のいずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのデータSパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。

#### エ~キ (略)

ク 当社は、データ定額パックを選択している契約者に係るFOMAが、第1(基本使用料)の(4)の2に規定するU25応援割の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日(U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日)において、契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限値又は指定定額上限値に、1GBを加算します。

ただし、U25応援割の適用を受けているFOMAが、トに規定する共有対象回線であるときは、共有回線群に係る定額データパックに関する定額上限値又は指定定額上限値に、1GBを加算します。

ケ データ定額パックを選択している契約者は、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限値 (クの規定又は当該契約約款に規定する1GBを加算する取扱いの適用を受けているときは、その定額上限値に1GBを加算した値とし、その契約者がテに規定する共有代表回線に係る契約者であって、その共有回線群を構成する共有代表回線又は共有対象回線がクの規定又はこの契約約款に規定する1GBを加算する取扱いの適用を受けているときは、その適用を受けている共有代表回線及び共有対象回線の数に応じてその定額上限値

- コ 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAの累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量又は指定定額上限データ量(ク若しくは当該契約約款の規定により加算された1GBの合計(以下この欄及び(8)の3において「付加データ量」といいます。)又はチ若しくはトに規定する繰越データ量があるときは、その定額上限データ量又は指定定額上限データ量にその付加データ量及び繰越データ量を加算したデータ量とします。)を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間(シの規定により1GB加算オプションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、そのFOMAの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い(以下この欄において「128k通信」といいます。)を適用します。
- サ <u>コの規定により</u>128k通信の適用を受けているFOMAが行った通信に係る課金対象データについては、第61条(通信時間等の測定等)の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。シ~セ (略)
- ソ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からケ又はシに規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量がそのデータ定額パックに係る定額上限<u>データ量</u>を超えるときは、その定額上限<u>データ量</u>を超える部分の課金対象データ量(<u>コの規定により</u>128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。)について、次表に規定する額を適用します。表(略)
- タ アに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、FOMAを利用することができない期間があった場合の 取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものと します。
- チ タの規定にかかわらず、料金月の初日以外にFOMA契約の締結 (当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新た に締結する場合を除きます。)と同時にデータ定額パックの選択があ ったときは、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に 準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の 末日までの日数に応じて日割します。

ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若 しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限り でありません。

ツ 当社は、データ定額パック(らくらくパック及びデータSパック (小容量)を除きます。)の適用を受けているFOMAに係る当該料 金月における累計課金対象データ量が、定額上限データ量に満たな いときは、その累計課金対象データ量と定額上限データ量の差分の データ量(1GBに満たない部分を除きます。)について、翌料金月 に係る付加データ量に加算します。

ただし、当該料金月又は翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があった場合は、この限りでありません。

<u>テ</u> 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAに係る当 該料金月における累計課金対象データ量が、定額上限データ量又は 指定定額上限データ量(クの規定又は当該契約約款に規定する付加 に1GB加算した値とします。以下この欄において同じとします。) を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社は、その申出があった日から増加後の定額上限値(以下「指定定額上限値」といいます。)を適用します。

ただし、指定定額上限値を変更するときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

- コ 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAの累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限値又は指定定額上限値を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間(シの規定により1GB加算オプションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、そのFOMAの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い(以下この欄において「128k通信」といいます。)を適用します。
- サ 128k通信の適用を受けている F O M A が行った通信に係る課金対象データについては、第61条(通信時間等の測定等)の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

シ~セ (略)

ソ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からケ又はシに 規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金 対象データ量がそのデータ定額パックに係る定額上限値を超えると きは、その定額上限値を超える部分の課金対象データ量(128k通信 の適用を受けている課金対象データ量を除きます。)について、次表 に規定する額を適用します。

表(略)

データ量又は繰越データ量があるときは、その定額上限データ量又は指定定額上限データ量に付加データ量及び繰越データ量を加算したデータ量とします。)に満たないときは、その累計課金対象データ量と定額上限データ量又は指定定額上限データ量(アに規定する定額通信料及びソに規定するFOMAデータ通信料の適用を受ける部分に限ります。)の差分のデータ量について、翌料金月に係る付加データ量に加算します。

ただし、当該料金月又は翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があった場合は、この限りでありません。

- ト この欄において繰越データ量とは、ツ及びテに規定する累計課金 対象データ量と定額上限データ量又は指定定額上限データ量(当該 料金月において加算可能な繰越データ量がある場合は、そのデータ 量を加算した後のデータ量とします。)の差分をいいます。
- <u>ナ</u> 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱い を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合 には、データ定額パックを廃止します。
- (ア) ~ (エ) (略)

タ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱い を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合 には、データ定額パックを廃止します。

(ア)~(エ)(略)

- チ データ定額パック (らくらくパックを除きます。以下この欄にお いて同じとします。)を選択している契約者は、データ定額共有を選 択することができます。
- ツ データ定額共有とは、共有回線群(テに規定する共有代表回線及びトに規定する共有対象回線により構成される回線群をいいます。 以下この欄において同じとします。)を構成するXi、Xiユビキタス、FOMA(第2種契約に係るものに限ります。)及びFOMAユビキタス(第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。)に係る累計課金対象データ量を合算して、テに規定する共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックを適用する取扱いをいいます。
- テ 契約者は、データ定額共有を選択するときは、共有代表回線(共有回線群を代表する1のXi又はFOMA(その契約者に係るものであって、データ定額パックを選択しているものに限ります。)を合わせて当社に申し出ていただきます。この場合において、シングルパックに係る共有代表回線は、基本使用料の料金種別が総合利用プランのXi又はFOMAに限ります。

ただし、Xi又はFOMAの契約者名義が法人である場合であって、そのXi又はFOMAと当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求(以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。以下この欄において同じとします。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)している他のXi、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスが既に共有代表回線又は共有対象回線であるときは、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の申出を行うことができません。

- ト データ定額共有における共有対象回線とは、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するXi、Xiユビキタス、FOMA(第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)及びFOMAユビキタス(第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)のことをいいます。
- ナ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共 有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合にお いて、共有対象回線に係る契約者は、データSパック等のうち、い ずれか1つを選択し、合わせて当社に申し出ていただきます。

- 二 ナの規定により選択したデータSパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。
- ヌ 共有代表回線に係る契約者及び共有対象回線に係る契約者は、共 有回線群を構成する共有対象回線に係る累計課金対象データ量を共 有代表回線の契約者が引き受け、当社がデータ定額共有を適用する ことにあらかじめ同意するものとします。
- ネ データ定額共有の開始は、ナに規定する申出を当社が承諾した日 を含む料金月の翌料金月からとします。
- ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾 した日を含む料金月から適用します。
- (ア)第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額 共有を選択した場合であって、ナの規定によりその共有代表回線 を指定して当社に申し出た全てのXi、Xiユビキタス、FOM A及びFOMAユビキタスにおいてデータ定額パックが選択され ていないとき。
- (イ) データ定額共有を開始した日以降に、その共有代表回線を指定 して当社に申し出た全てのXi、Xiユビキタス、FOMA及び FOMAユビキタスにおいてデータ定額パックが選択されていな いとき。
- ノ 当社は、共有代表回線の変更の申出があったときは、ナの規定に 準じて取扱います。
- <u>ハ</u> 共有対象回線 (FOMAユビキタスを除きます。)の契約者は、次 表に定める定額通信料の支払いを要します。

1契約ごとに

区 分	料金額(月額)
定額通信料	税抜額 500円(税込額 540円)

- ヒ ア及びハに規定する定額通信料については日割しません。ただし、FOMAを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。
- フ ヒの規定にかかわらず、料金月の初日以外にFOMA契約の締結 (当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新た に締結する場合を除きます。)と同時にデータ定額パックの選択があ ったときは、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に 準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の 末日までの日数に応じて日割します。
- ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若 しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限り でありません。
- へ 当社は、共有回線群に係る累計課金対象データ量と共有対象回線 に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額パックに係る定額上限を超えたときは、当社がそのこ とを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める 時刻までの間(シの規定により1GB加算オプションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、その共有回線群 を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k通信を適 用します。
- ホ データ定額共有におけるケ又はシに規定する申出は、共有代表回 線に係る契約者に限り行うことができます。
- マ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からケ又はシに

規定する申出があった場合であって、当該料金月における共有回線 群に係る累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定 額上限値を超えるときは、その定額上限値を超える部分の課金対象 データ量(128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きま す。)について、次表に規定する額を適用します。

1GBごとに

料金種別	料 金 額
<u>X i データ通信料</u>	税抜額 1,000円(税込額 1,080円)

- ミ 当社は、共有回線群に属するFOMAに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったFOMAが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。
- (ア) 第2種契約又はFOMAユビキタス契約に係る名義変更があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)。
- (イ)契約の解除があったとき。
- (ウ) モの(ウ)、ヤの(ウ)又はユの(ウ)に規定する条件を満た さなくなったとき。
- (エ) 電話番号保管があったとき。
- ム ミの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出が あったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共 有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者 は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者 間において問題を解決していただきます。
- メ ミの規定により廃止のあったFOMA又はFOMAユビキタスが 共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月まで データ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌 料金月からウ又はナの規定により選択したデータSパック等を適用 します。
- ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金 月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ 定額パックの廃止があったときは、この限りでありません。
- <u>モ チからメの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共</u> 有の適用は、次のとおりとします。
- (ア)シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を 選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に 申し出ていただきます。
- (イ)(ア)の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他の Xi、Xiユビキタス、FOMA(第2種契約に係るものに限り ます。以下この欄において同じとします。)又はFOMAユビキタ ス(第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下 この欄において同じとします。)を、共有回線群を構成する共有対 象回線として指定することができます。この場合において、共有 代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線((3)に規 定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)とし て指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場 合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の 同意を得ていただきます。
- (ウ) 当社は、(ア) 又は(イ) に規定する申出があったときは、次 のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
  - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の

- 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
- ② 申出又は指定のあったFOMA又はFOMAユビキタスが、 既に他の共有回線群に属しているとき。
- ③ 申出又は指定のあったFOMAに係る基本使用料の料金種別 が総合利用プランであるとき。
- ④ 申出又は指定のあったFOMA又はFOMAユビキタス(その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。
- ⑤ 申出又は指定のあったFOMAユビキタス(その契約者名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)ではないとき。
- ⑥ 申出又は指定のあったFOMAの契約者名義が、共有代表回線の契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)。
- <u>⑧ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたと</u> き。
- ⑨ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。
- ⑩ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- ヤ チからメの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。
- (ア)ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。
- (イ)(ア)の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のXi、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスを、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。
- (ウ) 当社は、(ア) 又は(イ) に規定する申出があったときは、次 のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
  - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリーシェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
  - ② 申出又は指定のあったFOMA又はFOMAユビキタスが、 既に他の共有回線群に属しているとき。
- ③ 申出又は指定のあったFOMA又はFOMAユビキタス(その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。
- ④ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたとき。
- ⑤ そのFOMAが契約者以外の者の業務の用に供され、それが 業として行われるものと当社が認めるものであるとき。
  - ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- <u>ユ チからメの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ</u>

	<ul> <li>_ 定額共有の適用は、次のとおりとします。</li> <li>(ア)ビジネスシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額</li> <li>共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して</li> <li>当社に申し出ていただきます。</li> <li>(イ)当社は、(ア)に規定する申出があったときは、次のいずれか</li> </ul>
	に該当する場合を除いて、これを承諾します。 ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているビジネスシェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
	② 申出のあったFOMA又はFOMAユビキタスが、既に他の 共有回線群に属しているとき。       ③ 申出のあったFOMA又はFOMAユビキタスと一括請求し ている他のXi、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビ キタスが同一の共有回線群に属していないとき。
	<ul> <li>キタスが同一の共有回縁群に属していないとさ。</li> <li>④ 申出のあったFOMA又はFOMAユビキタス(その契約者名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みまることについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。</li> </ul>
	す。)でないとき。  「「「」でないとき。 「「」では、かられる。 「」では、かられる。 「」では、できる。 「」できる。 「」では、できる。 「」できる。 「」できる。 「」できる。 「、できる。 「、できる。。 「、できる。。 「、できる。 「、できる。 「、できる。。 「、できる。 「、できる。。 「、できる。。 「、できる。。 「、できる。。 「、できる。。 「、できる。。 「、できる。。 「、できる。。 「、できる。。。 「、できる。。。。。。
	ヨ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、ア、ハ 及びフの規定により適用する定額通信料((7)の4に規定するデー タ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用を受けているとき は、その割引を適用した後の額)及びマの規定により適用するFO
	MAデータ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線(Xiユビキタス及びFOMAユビキタスに係るものを除きます。)の数に応じて、当社が定める方法により均等に分割して請求 (以下この欄において「分割請求」といいます。)します。
	ワ ヨに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。       (ア)共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線の契約者は、あらかじめ分割請求の対象となる共有対象回線に係る契約者の同意を得ていただきます。
	「イ)分割請求に係る共有対象回線の数は、当社が定める日に測定します。   (イ) 分割請求に係る共有対象回線の数は、当社が定める日に測定します。   (ウ) 当社は、共有代表回線から分割請求の請求があったときは、その申出があった日を含む料金月から適用します。
	(エ) 当社は、共有代表回線から分割請求の廃止の申出があったとき は、分割請求を廃止します。 (オ) 当社は、分割請求の廃止の申出があったときは、その廃止があった日を含む料金月の前料金月まで分割請求の対象とします。
(7) の 4         データ         ア データ定額パック(らくらくパックを除きます。以下この欄にお 通信モードの定 額通信料に係る のデータ定額共         ンで同じとします。)を選択している契約者は、イに規定するデータ 定額共有を選択することができます。           のデータ定額共         イ データ定額共有とは、共有回線群(ウに規定する共有代表回線及	
有 びエに規定する共有対象回線により構成される回線群をいいます。 以下この欄において同じとします。)を構成するXi、Xiユビキタ ス、FOMA(第2種契約に係るものに限ります。)及びFOMAユ ビキタス(第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。)	
に係る累計課金対象データ量を合算して、ウに規定する共有代表回 線に係る契約者が選択しているデータ定額パックを適用する取扱い	

をいいます。

ウ 契約者は、データ定額共有を選択するときは、共有代表回線(共 有回線群を代表する1のXi又はFOMA(その契約者に係るもの であって、データ定額パックを選択しているものに限ります。)を合 わせて当社に申し出ていただきます。この場合において、シングル パックに係る共有代表回線は、基本使用料の料金種別が総合利用プ ランのXi又はFOMAに限ります。

ただし、Xi又はFOMAの契約者名義が法人である場合であって、そのXi又はFOMAと当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求(以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。以下この欄において同じとします。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)している他のXi、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスが既に共有代表回線又は共有対象回線であるときは、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の申出を行うことができません。

- <u>ブータ定額共有における共有対象回線とは、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するXi、Xiユビキタス、FOMA(第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)及びFOMAユビキタス(第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)のことをいいます。
  </u>
- オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共 有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合にお いて、共有対象回線に係る契約者は、シングルパック等のうち、い ずれか1つを選択し、合わせて当社に申し出ていただきます。
- <u>カ</u> オの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。
- キ 共有代表回線に係る契約者及び共有対象回線に係る契約者は、共 有回線群を構成する共有対象回線に係る累計課金対象データ量を共 有代表回線の契約者が引き受け、当社がデータ定額共有を適用する ことにあらかじめ同意するものとします。
- ク データ定額共有の開始は、オに規定する申出を当社が承諾した日 を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾 した日を含む料金月から適用します。

- (ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額 共有を選択した場合であって、ナの規定によりその共有代表回線 を指定して当社に申し出た全てのXi、Xiユビキタス、FOM A及びFOMAユビキタスにおいてデータ定額パックが選択され ていないとき。
- (イ) データ定額共有を開始した日以降に、その共有代表回線を指定 して当社に申し出た全てのXi、Xiユビキタス、FOMA及び FOMAユビキタスにおいてデータ定額パックが選択されていな いとき。
- <u>ケ</u> 当社は、共有代表回線の変更の申出があったときは、イの規定に 準じて取扱います。
- <u>コ</u> 共有対象回線(FOMAユビキタスを除きます。)の契約者は、次 表に定める定額通信料の支払いを要します。

1契約ごとに

区 分

料金額(月額)

定額通信料 税抜額 500円(税込額 540円)

- サコに規定する定額通信料については日割しません。ただし、FOMAを利用することができない期間があった場合の<br/>取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものと<br/>します。
- シ サの規定にかかわらず、料金月の初日以外にFOMA契約の締結 (当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新た に締結する場合を除きます。)と同時にデータ定額パックの選択があ ったときは、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に 準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の 末日までの日数に応じて日割します。

ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若 しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限り でありません。

- ス 当社は、第1(基本使用料)の(4)の2に規定するU25応援割の 適用を受けているFOMAが、エに規定する共有対象回線である ときは、共有回線群に係る定額データパックに関する定額上限値 に、1GBを加算します。
- セ 当社は、共有回線群に係る累計課金対象データ量と共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量又は指定定額上限データ量 ((7) の3のク若しくは当該契約約款に規定する付加データ量を加算する取扱いの適用を受けているとき又は(7) の3のトに規定する繰越データ量の適用を受けているときは、その定額上限データ量又は指定定額上限データ量に付加データ量及び繰越データ量を加算したデータ量とします。)を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間((7) の3のシの規定により1 G B 加算オプションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、その共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k通信を適用します。
- <u>ソ</u> <u>データ定額共有における(7) の3のケ又は(7) の3のシに規定す</u> る申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。
- 夕 当社は、データ定額パックを選択している契約者か(7) の3のケ 又は(7) の3のシに規定する申出があった場合であって、当該料金 月における共有回線群に係る累計課金対象データ量が、そのデータ 定額パックに係る定額上限データ量を超えるときは、その定額上限 データ量を超える部分の課金対象データ量 (128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。)について、次表に規定する額を適用します。

1GBごとに

料 金 種 別	料 金 額
X i データ通信料	税抜額 1,000円(税込額 1,080円)

 <u>当社は、共有回線群に属するFOMAに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったFOMAが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していいただきます。</u>

 (ア)第2種契約又はFOMAユビキタス契約に係る名義変更があった。

たとき(当社が別に定める場合を除きます。)。

- (イ) 契約の解除があったとき。
- (ウ) トの(ウ)、ナの(ウ)又は二の(イ)に規定する条件を満た さなくなったとき。
- (エ) 電話番号保管があったとき。
- ツ チの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出が あったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共 有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者 は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者 間において問題を解決していただきます。
- テ チの規定により廃止のあったFOMA又はFOMAユビキタスが 共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月まで データ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌 料金月から(7) の3のウ又はナの規定により選択したシングルパッ ク等を適用します。

ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金 月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ 定額パックの廃止があったときは、この限りでありません。

- <u>ト</u> ウからテの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共 有の適用は、次のとおりとします。
- (ア)シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を 選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に 申し出ていただきます。
- (イ) (ア) の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のXi、Xiコビキタス、FOMA (第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)又はFOMAユビキタス (第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)を、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線 ((13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。
- (ウ)当社は、(ア)又は(イ)に規定する申出があったときは、次 のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
  - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
  - ② 申出又は指定のあったFOMA又はFOMAユビキタスが、 既に他の共有回線群に属しているとき。
  - ③ 申出又は指定のあったFOMAに係る基本使用料の料金種別が総合利用プランであるとき。
  - ④ 申出又は指定のあったFOMA又はFOMAユビキタス(その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。
  - ⑤ 申出又は指定のあったFOMAユビキタス(その契約者名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)ではないとき。
  - ⑥ 申出又は指定のあったFOMAの契約者名義が、共有代表回線の契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合す

るときを除きます。)。

- ① 共有回線群を構成するFOMA又はXi (データ専用プランに係るものに限ります。)の数が2以上となるとき。
- <u>⑧</u> <u>(イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたとき。</u>
- ⑨ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。
- ⑩ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- <u>ナ</u> ウからテの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。
- (ア) ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。
- (イ) (ア) の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のXi、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスを、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。
- (ウ)当社は、(ア)又は(イ)に規定する申出があったときは、次 のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
  - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリー シェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
  - ② 申出又は指定のあったFOMA又はFOMAユビキタスが、 既に他の共有回線群に属しているとき。
  - ③ 申出又は指定のあったFOMA又はFOMAユビキタス(その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。
  - ④ <u>(イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたと</u> き。
  - ⑤ そのFOMAが契約者以外の者の業務の用に供され、それが 業として行われるものと当社が認めるものであるとき。
  - ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 二 ウからテの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ 定額共有の適用は、次のとおりとします。
- (ア) ビジネスシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額 共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して 当社に申し出ていただきます。
- <u>(イ) 当社は、(ア) に規定する申出があったときは、次のいずれか</u> に該当する場合を除いて、これを承諾します。
  - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているビジネスシェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
  - ② 申出のあったFOMA又はFOMAユビキタスが、既に他の 共有回線群に属しているとき。
  - ③ 申出のあったFOMA又はFOMAユビキタスと一括請求している他のXi、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスが同一の共有回線群に属していないとき。
  - ④ 申出のあったFOMA又はFOMAユビキタス(その契約者 名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表 回線と同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有す

- ることについて当社が別に定める基準に適合する者を含みま す。)でないとき。
- ⑤ そのFOMAが契約者以外の者の業務の用に供され、それが 業として行われるものと当社が認めるものであるとき。
- ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- ヌ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(7)の 3のア並びにコ及びサの規定により適用する定額通信料((7)の5 に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用を 受けているときは、その割引を適用した後の額)及び夕の規定によ り適用するFOMAデータ通信料の合算額に係る債務を、共有代表 回線及び共有対象回線(Xiユビキタス及びFOMAユビキタスに 係るものを除きます。)の数に応じて、当社が定める方法により均等 に分割して請求(以下この欄において「分割請求」といいます。)し <u>ます。</u>
- ネ ヌに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定 めるところによります。
- (ア) 共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線 の契約者は、あらかじめ分割請求の対象となる共有対象回線に係 る契約者の同意を得ていただきます。
- (イ)分割請求に係る共有対象回線の数は、当社が定める日に測定 <u>します。</u>
- (ウ) 当社は、共有代表回線から分割請求の請求があったときは、そ の申出があった日を含む料金月から適用します。
- (エ) 当社は、共有代表回線から分割請求の廃止の申出があったとき は、分割請求を廃止します。
- (オ) 当社は、分割請求の廃止の申出があったときは、その廃止があ った日を含む料金月の前料金月まで分割請求の対象とします。
- 定額パックに係 る定額通信料の とドコモ割)の 適用
- (7) の 5 データ Tア 当社は、データ定額パックの適用を受けている F O M A に係る定 額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間 に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。 月極割引(ずっ)(ア)(イ)以外のもの

経 過 期 間		定額料の	つ減額(月	]額)
	シェアパック10 <u>(</u> 小容量) 又はビジネスシェアパック 10	シェアパック15 <u>(標準)</u> 又はジェ ネスパック 15	シェアパック20 <u>(</u> 大容量) 又はビジネスシェアパック 20	シェアパック30 <u>(</u> 大容量) 又はビジネスシェアパック 30
72か月超え96か月まで	300円	300円	600円	800円
96か月超え 120か月まで	600円	600円	800円	1,000円
120か月超え 180か 月まで	800円	800円	1,000円	1,500円
180 か月超	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円

定額パックに係 る定額通信料の とドコモ割)の 適用

(7) の4 データ ↑ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAに係る定 額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間 に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。 月極割引(ずっ)(ア)(イ)以外のもの

経 過 期 間	経 過 期 間 定額料の減額 (月額)			]額)
	シェアパック10又 はビジネ スシェア パック10	シェアパック15又 はビジネ スシェア パック15	シェアパック20又 はビジネ スシェア パック20	シェアパック30又 はビジネ スシェア パック30
72か月超え96か月まで	300円	300円	600円	800円
96か月超え 120か月まで	600円	600円	800円	1,000円
120か月超え 180か 月まで	800円	800円	1,000円	1,500円
180 か月超	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円

### (イ)シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経 過 期 間	定額料の減額 (月額)		
	データSパック <u>(小</u> <u>容量)</u> 又はらくらく パック	データMパック <u>(標</u> <u>準)</u> 又はデータLパ ック <u>(大容量)</u>	
120か月超え 180か 月まで	_	600円	
180 か月超	600円	800円	

イ アの規定にかかわらず、データ定額パックの適用を受けている X i が(8) の 2 に規定する共有回線群 ((7) の  $\underline{4}$  に規定するものをいいます。以下同じとします。)を構成する F O M A であるときは、その F O M A が共有代表回線 ((7) の 3 に規定するものをいいます。以下同じとします。)である場合に限り、その F O M A に係るデータ定額パックの定額通信料について、アに規定する割引を適用します。この場合において、同一料金月内において割引代表回線の変更があったときは、変更後の割引代表回線に係る F O M A 契約に関する経過期間に応じて、アに規定する割引を適用します。ウ~エ (略)

(9) ~(24) (略) (略)

第4 (略)

# 第5 手続きに関する料金

### 1 適用

=	手続きに関する料金の適用				
(1) ~(3) (略)	(略)				
(4) 携帯電話番号 <u>・PH</u> <u>S</u> ポータ ビリティ手数 料の適用 除外	ア 携帯電話・PHS番号ポータビリティが行われなかった場合の携帯 電話・PHS番号ポータビリティ手数料は、(1) 欄及び2(料金額) の規定にかかわらず、適用しません。イ FOMAサービスに係る契約(その契約の締結と同時に2in1利用の申出の承諾を受けたもの又はその契約の締結と同時に契約者が端末設備を購入したことを当社が確認できなかったものに限ります。)について、その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日から起算して90日以内に携帯電話・PHS番号ポータビリティが行われた場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料は、2(料金額)の規定にかかわら ず、1の契約ごとに税抜額5,000円(税込額5,400円)とし ます。				

### (イ)シングルパック又はらくらくパックに係るもの

(1) 222 2000 322		K & O 03
経 過 期 間	定額料6	D減額 (月額)
	データSパック又は らくらくパック	データ M パック又は データ L パック
120か月超え 180か 月まで	_	600円
180 か月超	600円	800円
をいいます。以下同し は、そのFOMAが共	らず、データ定額パッ 定する共有回線群((7 ごとします。)を構成する も有代表回線((7) の 3 ます。)である場合に限り	7) の 3 に規定するもの 3 F O M A であるとき 3 に規定するものをいい

ます。以下向しとします。)である場合に限り、そのFUMAに係るデータ定額パックの定額通信料について、アに規定する割引を適用します。この場合において、同一料金月内において割引代表回線の変更があったときは、変更後の割引代表回線に係るFOMA契約に関する経過期間に応じて、アに規定する割引を適用します。

ウ~エ (略)

(9) ~(24) (略) (略)

第4 (略)

# 第5 手続きに関する料金

### 1 適用

ビリティ手数料の適用 除外 の規定にかかわらず、適用しません。 イ FOMAサービスに係る契約(その契約の締結と同時に 2in1利用の申出の承諾を受けたもの又はその契約の締結と同 時に契約者が端末設備を購入したことを当社が確認できなか ったものに限ります。)について、その契約を締結した日又は その契約を締結したと当社が認める日から起算して90日以内 に携帯電話番号ポータビリティが行われた場合の携帯電話番 号ポータビリティ手数料は、2(料金額)の規定にかかわら									
(4) 携帯電話番号ポータ ビリティ手数料の適用 除外	=	手続きに関する料金の適用							
ビリティ手数料の適用 除外 の規定にかかわらず、適用しません。 イ FOMAサービスに係る契約(その契約の締結と同時に 2in1利用の申出の承諾を受けたもの又はその契約の締結と同 時に契約者が端末設備を購入したことを当社が確認できなか ったものに限ります。)について、その契約を締結した日又は その契約を締結したと当社が認める日から起算して90日以内 に携帯電話番号ポータビリティが行われた場合の携帯電話番 号ポータビリティ手数料は、2(料金額)の規定にかかわら	(1) ~(3) (略)	(略)							
ます。	ビリティ手数料の適用	電話番号ポータビリティ手数料は、(1) 欄及び2(料金額)の規定にかかわらず、適用しません。 イ FOMAサービスに係る契約(その契約の締結と同時に2in1利用の申出の承諾を受けたもの又はその契約の締結と同時に契約者が端末設備を購入したことを当社が確認できなかったものに限ります。)について、その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日から起算して90日以内に携帯電話番号ポータビリティが行われた場合の携帯電話番号ポータビリティ手数料は、2(料金額)の規定にかかわらず、1の契約ごとに税抜額5,000円(税込額5,400円)とし							

(5) ~(6) (略)

(略)

# 2 料金額

2-1 2-2以外のもの

	料 金	種	別	単	位	料	金	額
	M <u>v</u>	任	נימ	#	111	次の税抜 税込額)	₹額(か∙	っこ内は
(1) ~(3	(略)			(町	各)		(略)	
(4) 携帯	電話 <u>・PH</u> 手数料	<u>S</u> 番号ボ	ポータビリティ	(略	<b>答</b> )		(略)	
(5) (略	)			(町	各)		(略)	

2-2 (略)

第 5 (略)

第2表~第6表 (略)

別表 1 〜別表 8 (略) 別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2 以外のもの

地域	或	事業者名	利用できる。 ング利用料の ジタル通信 グに係る電気 ものを除きる	D区分(通記 Eードにより 気通信回線/	舌モード又に リ国際アウ   へ着信する〕	は64kb/sデトローミン
			通話モード	64kb/sデ ジタル通 信モード	パケット 通信モー ド	
南・北フ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アメリカ地方	コロンビア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
Л		Comunicacion Celular,	6	_	А	0

(5) ~(6) (略)

(略)

### 2 料金額

2-1 2-2以外のもの

料 金 種 別	単位	料 金 額
大子 並 怪 <i>が</i> 」	半 14	次の税抜額(かっこ内は 税込額)
(1) ~(3) (略)	(略)	(略)
(4) 携帯電話番号ポータビリティ 手数料	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)

2 - 2 (略)

第 5 (略)

第2表~第6表 (略)

別表 1 ~別表 8 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	或	事業者名	利用できる道 ング利用料の ジタル通信す グに係る電気 ものを除きる	D区分(通記 Eードにより 気通信回線/	舌モード又に リ国際アウ I へ着信する)	は64kb/sデ トローミン
			通話モード	64kb/sデ ジタル通 信モード		ショート メッセー ジ通信モ ード
南・北ス	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アメリカ地方	コロンビア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
) 		Comunicacion Celular,	<u>\times_6</u>	_	<u>△</u> A	Δ

		S. A.				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インドネシア 共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		PT Hutchison 3 Indones	4	_	A •	<u>C</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	東ティモール 民主共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telekomunikasi Indones ia Internasional, S.A	7	_	А	<u>C</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	香港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	Myanma Posts and Telec ommunications	6	-	А	С
		TELENOR MYANMAR	<u>6</u>	_	<u>A</u>	_

		S. A.				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インドネシア 共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		PT Hutchison 3 Indones	△ 4	_	<u>△</u> A <u>△</u> • <u>△</u> I	Δ
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	東ティモール 民主共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telekomunikasi Indones ia Internasional, S.A	<u>△</u> 7	_	<u>△</u> A	Δ
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	香港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		CSL Limited	2	<u>1</u>	<u>A</u> <u> </u> <u> </u>	<u>O</u>
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	Myanma Posts and Telec ommunications	6	_	<u>△</u> A	0

1	1						1 1		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	オセアニア地方	(略)	(略
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ヨーロッパ地方	(略)	(略
アフリ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アフリ		(略
力 地 方	マリ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	力 地 方	マリ共和国	(略
		Malitel SA	13	_	А	<u>O</u>			Malitel SA
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略

備考

1~2 (略)

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、<u>平成26年11月30日</u>までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 9 (略)

附 則(平成26年9月23日経企第940号)

(実施期日)

1 この附則は、平成26年10月1日から実施します。 (経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった FOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、当社が定めるXiサービス契約約款の規定により締結されて

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリー	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
力地方	マリ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Malitel SA	<u>△</u> 13	_	<u>△</u> A	Δ
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1~2 (略)

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成26年10月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 9 (略)

いる次の表の左欄の契約は、この改正実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約 に移行したものとみなします。

データSパック	データSパック(小容量)
データMパック	データMパック(標準)
データLパック	データLパック(大容量)
シェアパック10	シェアパック10(小容量)
シェアパック15	シェアパック15(標準)
シェアパック20	シェアパック20(大容量)
シェアパック30	シェアパック30(大容量)

### (その他)

- 4 経企第1321号(平成26年1月30日)の附則第2項中「平成26年9月30日」を「平成27年3 月31日」に改めます。
- 5 経企第 862号 (平成26年9月10日) の附則第1項を次のように改めます。
- 1 この改正規定は、平成26年9月16日から実施します。 ただし、データレパック(大容量)に関する部分は、平成26年9月19日から実施します。

# 国際電話サービス契約約款の一部改正

[改正]			〔現 行〕						
	第1章〜第	₹8章 (略)		第1章~第8章 (略)					
料金表				料金	金表				
	刂 ~18 (略) È)(略)				則 ~18 (略) 主)(略)				
第1	表~第2表	(略)		第	1表~第2表	(略)			
別表	₹ (略)			別ā	表 (略)				
1	通話モードに	任係るもの		1	通話モードに	係るもの			
通	通話 先 区 分	取 扱 地 域	5	ì	通話 先 区 分 ⊤	取	扱	地	域
南・北フ	(略)	(略)		南北江	(略)		(略	)	
アメリカ地方	(略)	(略)		アメリカ地方	(略)		(略	)	
	アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ(ただし料金表第料)の2(料金額)に規定する2-2に係るもメリカ2)、ウルグアイ東方共和国、エクアドルサルバドル共和国、オランダ領アンティール国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、サント・マールテスタリカ共和国、コロンビア共和国、サント・マールテスタリカ共和国、ニカラグア共和国、ハイレ料金表第1表第1(通話料)の2(料金額)2に係るものについてはアメリカ2)、パナマアイ共和国、フォークランド諸島、仏領ギアナ邦共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリアタ民族国、ホンジュラス共和国、ボリビア多民族国、ホンジュラス共和国	のについてはア ル共和国、エ 、ガイアナ共和 ドループ島、コ ニール島、ムサム ・シーカー ・シーカー ・シーカー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		アメリカ 3	ドル共和国、コルス ガイアナル、ガイア リール島、 ムサール島、スリナイチ 共和国、バイチ はいまれる はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん	ニルサルバト 和コス・サンス ンム共マナ、マンス ・マッカー ・マック ・アック ・アック ・アック ・アック ・アック ・アック ・アック ・ア	ドル共和国、 ーバ共和国、 サイン サイン サイン サイン サイン サイン サイス サイス サイス サイス サイス サイス サイス サイス サイス サイス	マイ東方共和国、エクア オランダ領アンティー グアテマラ共和国、グロンデア コンピスト・マール コン島、グア共和国、ハイ 共和国、ベスズエラ・ボロース コ、ボリビア多民族国、
アジア地方	(略)	(略)		アジア地方	(略)		(略	)	

1	1		
オセアニア地方	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	
インマルサット移 動地球局		(略)	
特定衛星携帯電話		(略)	
船舶	白/航空機等	(略)	
備考 セイシェル及びディエゴ・ガルシアへの通話については、当分の間、 取扱いを中止します。			

附 則(平成26年9月23日経企第940号) この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

	l	Ĭ	
	オセアニア地方	(略)	(略)
	ヨーロッパ地方	(略)	(略)
	アフリカ地方	(略)	(略)
	インマルサット移 動地球局		(略)
	特定衛星携帯電話		(略)
	船舶/航空機等		(略)

#### 備老

でです。 セイシェル及びディエゴ・ガルシアへの通話については、当分の間、 取扱いを中止します。

# 2 (略)